

山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン（案）

令和 4 年 月 日 制定

○ガイドライン制定の趣旨

はじめに

山形県地域公共交通計画（R3.3 策定）（以下、「計画」という。）の目標に掲げた地域公共交通や様々な分野の「データの集約・共有」のため、「山形県地域公共交通情報共有基盤（やまがた公共交通オープンデータプラットフォーム、以下、「プラットフォーム」という。）を構築する。

プラットフォームが、適切なデータ更新により情報の鮮度が保たれ、また、そのことがユーザーに確かに認識され、加えて、ユーザー目線での使いやすさが常に保たれることと、データの管理や利用のあり方を定めることで、データを提供する様々な主体が安心してデータを提供できる環境を整備することを趣旨として、プラットフォーム構築・運用の方向性と関係者それぞれの役割ととるべき措置について規定するため、山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を定める。

○プラットフォーム整備の意義とその活用方法

1 プラットホームの意義等

(1) プラットホームの意義

路線バス等の運行情報（運行経路、時刻表、料金等）や、交通以外の輸送サービス（商業・医療・観光等）の情報、さらには、公共交通に関わる統計データ等について、官民が連携を図りながらオープンデータ化を進め、利用者にとって分かりやすく利用しやすい、交通関係等の各種データの横断的活用に資するデータ連携基盤となるプラットフォームを整備するとともに、整備したデータ・情報については正確性の維持・向上を図り、必要な情報提供を推進する。

また、このプラットフォームを活用することにより、ニーズに対応した公共交通ネットワークの再編や、移動需要の喚起、効果的なインフラ整備等、様々な地域交通や地域課題の解決につなげ、地域の経済やコミュニティの活性化を推進する。

○「オープンデータ」、「個人情報」、「企業情報」などの定義付け

(2) ガイドラインにおける用語の定義

オープンデータ	「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されるデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」。 ※山形県オープンデータカタログで紹介されているオープンデータの定義と同義。
機械判読	コンピュータプログラムがその構造や内容を自動的に判別し、加工や編集などの再利用ができること。
二次利用	データを引用・転載・加工等して利用すること。
個人情報	山形県個人情報保護条例（平成 12 年 10 月 13 日山形県条例第 62 号）第 2 条第 1 項に規定される個人情報。
企業情報	民間企業（団体、個人事業主を含む）に関する情報であって、自ら公開している、またはプラットフォームで提供することに同意を得ている情報以外の情報。

2 プラットフォームの構築・運用

○プラットフォームで公開するデータの種類

(1) 整備するデータ

プラットフォームに整備するデータは、オープンデータのほか、機械判読に適さない形式のデータ、対象者や利用目的を限定したデータなど、データ保有者の事情に応じて提供を受けたデータとする。

整備する個別具体的なデータ内容については、別表のとおりとする。

○プラットフォームで取り扱うデータについて整理
・具体的なデータ項目は別表で整理

(2) 整備するデータの分類

プラットフォームで取り扱うデータは以下の2分類で構成する。

①交通サービス利用者のためのサービス内容に関する情報

<例示>

(ア) 国土交通省が策定した「標準的なバス情報フォーマット」に準じた形式

- ・静的データ「GTFS-JP」：停留所、路線、便、時刻表、運賃等
- ・動的データ「GTFS-RT」：遅延、到着予測、車両位置、運行情報等

(イ) GTFS-JP 形式以外での公共交通情報

- ・鉄道事業者、航空事業者の時刻表情報等
- ・タクシー情報

②交通政策やサービス内容の検討に必要な事業者の体制や移動ニーズに関する情報

<例示>

(ア) 公共交通に関するデータ

- ・一般乗合旅客自動車運送事業者の事業概要・輸送実績
- ・一般乗用旅客自動車運送事業者の一覧・輸送実績
- ・空港、港湾、鉄道の事業概要
- ・各公共交通機関の利用実績

(イ) 交通以外の輸送サービス（教育・商業・医療・福祉・観光等）に関するデータ

(ウ) 移動実態・交通需要に関するデータ

- ・目的施設（教育・商業・医療・福祉・観光等）の立地状況・規模等
- ・目的施設の利用状況（年間利用者数、性別・年齢・居住地等）
- ・県民及び来訪者の移動実態

(エ) その他データ

- ・山形県地域公共交通計画策定に当たって作成した資料・データ
- ・その他行政機関が行った調査等の集計や個票データで活用可能なもの
- ・その他行政機関が支援した対象が有するデータで活用可能なもの
- ・その他関係者から活用希望があり、山形県地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）において活用可能と判断されたもの

○データ公開・開示の考え方、方法を整理
・データのタイプにより「公開・開示者」、「開示レベル」、具体的な公開方法を設定
・二次利用のルールを設定

(3) データの公開・開示

①データ公開・開示の考え方

プラットフォームのデータについては、県（事務局）やデータ保有者において個人情報や企業情報を削除、または、個人情報や企業情報が特定できない形態に加工し、原則公開することとする。

ただし、プラットフォームにおいて開示することに同意を得ている個人情報や企業情報のデータについては、別紙1「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に基づき、限定的に開示する。

②公開・開示レベル設定

プラットフォームでのデータ公開に当たっては、上記「①データ公開の考え方」に応じた公開の仕方を明らかにするため、『公開レベル』を設定し、データ毎に仕分けを行う。

利用申請の受付及び審査は県（事務局）が行う。

公開レベルの『公開者』毎の手続きの詳細は別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に定める。

【公開・開示レベル】

公開・開示レベル	該当データ	公開・開示の方法
完全公開	・対象者の制限がなく利用可能なデータで、プラットフォームまたはデータ保有者のHPに掲載可能なデータ	・プラットフォームまたはデータ保有者のHPで公開
公開 (要申請)	・対象者の制限なく利用可能なデータで、データ容量の関係等でプラットフォームまたはデータ保有者のHPに掲載できないデータ	・プラットフォームに公開データ項目一覧を公開、データ利用者の申請により公開
対象者限定 (要審査)	・対象者や利用目的、二次利用の制限があるデータ	・プラットフォームに開示データ項目一覧を公開、対象者や利用目的、二次利用を制限 ・データ利用者の申請に対し審査のうえ開示

③二次利用等の制限に係る運用ルール

上記において、対象者限定で開示するデータについては、データ提供者の利益を守る観点から、公益性と情報管理の能力の双方を有する者に限り提供する必要がある。

また、開示されたデータについて、第三者への提供を制限する必要がある。

当該データの取扱いについては、対象者の属性に応じてどのような対象者にどういった場合に開示するかを整理した「開示対象レベル」を設定し、守秘義務の順守や違反した場合のペナルティを設定するなど厳格に運用する。詳細は別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に定める。

【開示対象レベル】

- ・開示対象レベルは概ね以下のとおりとなる。二次利用を制限するデータは、原則下記1～2までを開示対象とし、3以降については目的に応じて公開することとする。
- ・開示レベルはデータ毎に設定する。

開示レベル	開示対象者	主な利用目的
1	行政機関	地域公共交通に資する事業
2	研究機関・コンサルタント・CP	地域公共交通に資する研究・サービス
3	交通事業者・バス事業者	新規路線、路線再編検討
4	タクシー事業者	増車、営業区域検討

※上記に該当しない開示対象者であっても、利用目的に応じて開示する場合がある。

④データ公開・開示者

プラットフォームに整備するデータは、データ容量の関係で県（事務局）にデータ送付ができないものや、GTFS-RTのように県（事務局）のサーバの関係でHPに掲載できないデータ、ICカード利用実績などの秘匿性の高いデータなど様々なデータの特性が存在する。

このため、データの公開・開示は県（事務局）またはデータ保有者が行うものとし、データ公開・開示者はデータの特性やデータ保有者の意向を勘案しながら、データ毎に設定する。

⑤既存公開ページの尊重

既にデータ保有者が公開しているデータについては、原則データの提供を受けず、プラットフォームに当該公開ページのリンクを設定することとする。ただし、公開しているデータが、オープンデータにそぐわないデータ形式である場合、県（事務局）はデータ保有者と調整し、可能な範囲でプラットフォーム用にデータを整備する、もしくは公開されているデータ形式の変更をデータ保有者に依頼する。

(4) 公開データの利用

○利用者が遵守すべきルールについて整理

プラットフォームにおいてデータを利用する者は、当該データが、人々の移動利便を向上させるという山形県地域公共交通計画の目標の達成のために収集・共有されているデータであることを踏まえ、計画の趣旨に沿った利用を行わなければならない。

また、プラットフォームにおける利用方法は別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に定める。

○データ整備に当たっての考え方、方法を整理

①データの収集、②データの更新、③個人情報・企業情報の取扱い

(5) データの整備

①整備するデータの収集

<データ収集目的の明確化と収集の方向性>

○データ収集に当たっての考え方、方法を整理

・収集目的の明確化と活用イメージを通じた保有者の理解度向上
・収集難易度に応じた優先度の設定

データを整備するに当たっては、地域公共交通の利便性向上に向け、データのニーズを把握するとともに、データの収集目的を明確化する。

また、必要なデータを提供いただけるよう、県（事務局）は当該データを活用したサービスや研究の事例・イメージをデータ保有者に提示し、データ提供に対する理解を得ることに努める。

なお、データ収集の形式・内容については、データ保有者の既存の更新頻度やデータ形式・内容を基本としつつ、データ利用者のニーズにより、個別に対応を行うなど、県（事務局）はデータ提供者・データ利用者と調整を図るものとする。

<データ収集難易度と優先度の設定>

整備するデータについて、データ毎に以下のとおり収集難易度を設定する。この場合、難易度に応じてデータ収集する優先度を合わせて設定する。

難易度/ 優先度	難易度の考え方（データ保有状況）	優先度の考え方
A	県（所管部局）・市町村・国、民間企業等共に保有	収集必須 かつ 短期的
B	県（所管部局）・市町村・国未保有、民間企業等保有/ 県（所管部局）・市町村・国未保有、代替データ保有等	収集努力 かつ 中期的
C	県（所管部局）・市町村・国未保有、民間企業等未保有/ 県（所管部局）・市町村・国未保有、代替データ未保有等	収集必要性を検討 かつ 長期的

<データ保有者との調整>

県（事務局）がデータ保有者から新たにデータを収集する際は、県（事務局）とデータ保有者等が協議のうえ、公開するデータ項目や形式（フォーマット）を定める。

また、公開予定のデータがデータ保有者の既存のデータの場合は、既存の収集項目や更新基準日等を尊重しつつ、必要に応じてデータ保有者と協議のうえ収集項目や更新基準日等を設定する。

プラットフォームに整備するデータは、県（所管部局）や国、市町村、交通事業者等の協力のもと、データの有無を確認しながら収集に努める。

県（所管部局）や国、市町村、交通事業者等が新たにデータを民間企業等から収集したり、当該収集データに個人情報等が含まれているためデータを加工したりする必要があるなど、データ収集等に係る事務量増大に懸念がある場合は、県（事務局）は、県（所管部局）や国、市町村、交通事業者等からデータを保有する民間企業等のリストの提供を受け、県（事務局）においてデータを収集・加工を行う。

<特に必要なデータと代替データの積極的な取得>

人の移動や需要の把握が、現在整備されていない路線の新設や既存の路線の再編など、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資することに鑑み、潜在的な人的流動を把握するための基礎データとして、2（2）②（ウ）に掲げるデータのうち、OD（Origin Destination）データを優先的に収集することに努める。

また、OD データ取得が困難、存在しないデータの場合であっても、移動需要の傾向を推計できるよう、統計データや、個人情報等を削除した上での当該統計元データ、バスの定期券情報等の収集に努める。

○データの適切な更新のための更新時期の考え方等
について整理

②整備するデータの更新

当初のデータに追加、変更があった都度更新するのが望ましいが、データ保有者の負担軽減のため、原則、データ保有者で収集、集計、公表、修正した時期に合わせてプラットフォームの情報を更新する。

また、適切にデータ更新が行われるよう、県（事務局）においてデータ保有者に対しあらかじめデータ毎に定めた更新時期の前に通知を行う。

○プラットフォームにおける個人情報や企業情報の取扱いについて整理

③個人情報・企業情報の取扱い

個人情報は「山形県個人情報保護条例」に準じた取扱いとする。

プラットフォームに整備するデータは、原則個人情報や企業情報は取り扱わないこととするが、事前にプラットフォームで公開することに同意を得ている場合はこの限りではない。この場合、県（事務局）はプラットフォームに掲載することの事前同意を徹底する。

3 プラットフォームの運営

○事務局及び関係者の協力体制について整理

(1) 体制

関係者が適切にかつ積極的に保有する情報を提供することによって、より広範なデータが利用しやすい形で集約されるプラットフォームの構築が可能となる。

また、集約されたデータが単なるデータ集積ではなく、有用なデータベースとして幅広く活用されるためには、データが適切に更新され、提供され、加えて、データベースの存在自体が適切に情報発信される必要がある。

そのため、2（3）から（5）に掲げた方針のもと、基本的には県（事務局）が中心となってプラットフォームの運営管理を適切に行っていくが、そのほか、関係者は以下の役割分担のもとで、プラットフォームの運営管理に可能な範囲で協力することとする。

(2) 役割分担

○県(事務局)、市町村、交通事業者、国、交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者毎に役割分担を設定

■県（事務局）

- ・ 県（事務局）とは、協議会の事務局である県みらい企画創造部総合交通政策課をいう。
- ・ 県（事務局）は、データ保有者からデータを集約し、管理・公開するとともに、別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」を定め、データ利用を適切に運用する。
- ・ 県（事務局）は、年間の利用申請の受付及び審査をした状況を取りまとめ、協議会に報告する。
- ・ 利用者から別紙「山形県地域公共交通情報共有基盤利用要領」に基づく開示・不開示の決定に不服を申し立てられた場合、データ提供者と協議するなどの適切な措置をとる。
- ・ 県（事務局）は、プラットフォームのデータ充実を図るため、収集難易度のAのデータを速やかに整備するとともに、BやCのデータについても関係機関と調整のうえ、収集に努める。
- ・ プラットフォームがより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・ プラットフォームに提供すべきデータについて地域の情勢を踏まえた変更を行う必要がある場合は、協議会における協議等を通じて、適切な見直しを行う。
- ・ プラットフォームのデータ整備の更なる充実や利用者ニーズの把握のため、プラットフォームの利用者や利用方法、データ活用事例等を利用申請内容等により分析することに努める。

■県（所管部局）

- ・ 県（所管部局）とは、別表に記載されたデータを保有、または当該データを保有する民間企業（団体）を監督する所管課（室）をいう。
- ・ 県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。

- ・県（所管部局）が保有していないデータの収集について、民間企業等への協力依頼など、県（事務局）に可能な範囲で協力する。

■市町村

- ・市町村とは、別表に記載されたデータを保有する市町村の機関、または協議会を主管する交通担当課（室）をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・交通担当課（室）所管外分野のデータ収集について、県（事務局）の依頼に応じ、市町村の所管部局へのデータ提供依頼について協力する。
- ・プラットフォームがより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・プラットフォームに提供すべきデータについて地域の情勢を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、県（事務局）への意見や、協議会における発議において適切な見直しが図られるよう努める。

■交通事業者

- ・交通事業者とは、別表に記載されたデータを保有する事業者、または協議会に参画する事業者をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・プラットフォームがより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報発信を図る際には、可能な限り、協力する。
- ・プラットフォームに提供すべきデータについて自らの事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

■国

- ・国とは、別表に記載されたデータを保有する国の機関、または協議会に参画する国の機関をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりデータを適時適切に提供する。
- ・プラットフォームがより有用なものとして機能するために、その内容について関係者に広く情報発信を図る。
- ・プラットフォームに提供すべきデータについて国の政策変更や社会情勢の変化等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告する。

■交通事業者以外のデータ保有事業者・施設管理者

- ・別表に記載されたデータを保有する交通事業者・国・県以外の事業者または施設管理者であって、県・市町村・国の機関でない者をいう。
- ・県（事務局）に対して、別表に記載されたとおりに、その事業や施設管理に支障が無い範囲で、データを適時適切に提供する。
- ・プラットフォームをより有用なものとして機能するために、その内容について県や市町村が情報

発信を図る際には、可能な範囲で協力する。

- プラットフォームに提供すべきデータについて自らの事業の情勢等を踏まえた変更を行う必要があると判断した場合は、ただちに、県（事務局）へその旨を申告するよう努める。